

「指定介護訪問入浴介護」  
「指定介護予防訪問入浴介護」  
重要事項説明書

令和6年4月 改正

## 松寿園訪問入浴サービス

### 「指定介護訪問入浴介護」 「指定介護予防訪問入浴介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(石川県指定 第 1770300083 号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問入浴介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

#### 1. 事業者

- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 松寿園              |
| (2) 法人所在地 | 石川県小松市向本折町ホ 3 1 番地      |
| (3) 電話番号  | 0 7 6 1 - 2 2 - 0 7 5 6 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 山本 省五               |

(5) 法人設立年月日 昭和27年5月9日 (創立 明治32年2月19日)

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護訪問入浴介護事業所・指定介護予防訪問入浴介護事業所  
平成12年3月31日指定  
石川県 1770300083号
- (2) 事業の目的 事業所の介護職員または看護職員が、要介護状態にある高齢者等に対し、居宅において日常生活を営むために適切な訪問入浴介護を提供し、高齢者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものとしします。
- (3) 事業所の名称 松寿園訪問入浴サービス
- (4) 事業所の所在地 石川県小松市向本折町ホ31番地
- (5) 電話番号 0761-22-0352
- (6) 事業所長(管理者)氏名 北山 弥弓
- (7) 当事業所の運営方針 ①事業所の介護職員等は、要介護者等の心身の状況を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。  
②事業所の介護職員等は、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (8) 開設年月日 平成24年4月1日

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 小松市全域
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金(土・日、祝日はご相談に応じます。旧盆、年末年始は休みます。)
受付時間	8時30分～5時
サービス提供時間帯	9時～5時(延長はご相談に応じます。)

## 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問入浴介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	配置数	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1		1	1名	総合管理業務
2. 看護職員	1		1	1名	サービス提供業務
3. 介護職員	1	1	2	2名	サービス提供業務

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用料金が介護保険から給付される場合</li> <li>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合</li> </ul> |
|---|

があります。

※尚、提供するサービスの第三者評価は実施していません

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されません。

#### <サービスの概要と利用料金>

##### ○入浴介護

浴槽付きの入浴車と介護職員等がお宅に訪問して、お部屋で入浴を行います。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

#### <サービス利用料金>（契約書第8条参照）（三者契約書第9条参照）

☆利用料金：一回につき 1, 266円（要介護1～5）

856円（要支援1～2）

清拭または部分浴の場合は1, 139円になります。

要支援の場合は770円となります。

☆加算 初回・初期加算：200円（初回入浴1回のみ）

サービス提供体制強化加算Ⅰ：一回につき44円

処遇改善加算Ⅰ：ひと月につき10.0%

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も

償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆通常の事業の実施地域を越えて行う訪問入浴サービスに要する交通費は徴収しません。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条)

その他、介護予防訪問入浴介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、契約者が負担することが適当と認められるもの：実費

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

## (3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第8条参照) (三者契約書第9条参照)

前記(1)(2)の料金・費用はサービス利用毎に計算しご請求しますので、サービス利用日にお支払い下さい。又は、1ヵ月毎に計算しご請求しますので、翌月22日に金融機関口座からの自動引落しにより、お支払い下さい。

ご利用できる金融機関：銀行、信用金庫、郵便局、農協など

## (4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第9条参照) (三者契約書第10条参照)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問入浴サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、職員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス実施時の留意事項

#### ①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

## ②介護予防訪問入浴介護サービスの実施に関する指示・命令

介護予防訪問入浴サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は介護予防訪問入浴サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

## ③備品等の使用

介護予防訪問入浴介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。職員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

## （２）サービス内容の変更（契約書第 10 条参照）（三者契約書第 11 条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

## （３）職員の禁止行為（契約書第 14 条参照）（三者契約書第 15 条参照）

職員は、ご契約者に対する介護予防訪問入浴介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 医療行為</li><li>② ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受</li><li>③ ご契約者の家族等に対する訪問入浴サービスの提供</li><li>④ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙</li><li>⑤ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動</li><li>⑥ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為</li></ul> |
|---|

## （４）虐待防止に関して

事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ サービスの提供中に当該事業所の職員又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

## （５）サービス利用にあたっての禁止事項（利用者・従業者）

- ① 暴言・暴力、誹謗中傷などの迷惑行為
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメントの行為

## 7.事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに事務局において対応するととも

に、居宅介護支援事業所及び保健者に報告することとします。事故の状況や事故に際して採った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 8.災害時等によるサービスの変更・中止について

事業所は、天候不順（降車・台風等）、または災害、感染者等によりサービスの実施・継続が困難な場合は訪問を中止、または変更させていただくことがあります。

その場合は、利用者及びその家族に対して関係機関へ連携を図るなど措置を講じます。

## 9.守秘義務に関する対策

職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持いたします。

また、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に明記いたします。

## 10. 苦情の受付について（契約書第 23 条参照）（三者契約書第 24 条参照）

### （1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

松寿園訪問入浴サービス事業 所在地 小松市向本折町ホ 3 1 番地

電話番号 (0761) 22-1022 F A X (0761) 23-2055

苦情解決責任者 在宅部長 一島 昌子 苦情解決担当者 看護職員 北山 弥弓

○受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

### （2）行政機関その他苦情受付機関

小松市・区役所 介護保険担当課	所在地 小松市小馬出町 9 1 電話番号 (0761)24-8148 F A X (0761)23-3243 受付時間 9:00～17:00（土・日、祝日、年末年始を除く）
国民健康保険団体連合会	所在地 金沢市幸町 1 2 - 1 電話番号 (076)231-1110 F A X (076)231-1601 受付時間 9:00～17:00（土・日、祝日、年末年始を除く）
石川県社会福祉協議会	所在地 金沢市本多町 3 - 1 - 1 0 電話番号 (076)224-1212 F A X (076)222-8900 受付時間 9:00～17:00（土・日、祝日、年末年始を除く）

### \* 苦情処理 第三者委員会

能邨 勇樹 電話 0761-22-0776

川畑 博 電話 0761-21-9238

公正中立な立場で苦情の受付相談にのって頂ける委員です。

令和 年 月 日

指定介護予防訪問入浴介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

松寿園訪問入浴サービス

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防訪問入浴介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名

印